

日本郵政グループにお勤めの 期間雇用社員・短時間社員の皆さまに 安心して働いていただくための



自転車事故にも安心!保険金お支払事例



加害事故の場合









弁護士費用補償特約

被害事故の場合









傷害総合保険(団体)2つの特約なら

月々+3()()円で (7)()しつかりと補償します!

l害事故 (70_円) も 被害事故 (230_円) 注)24時間・天災危険補償タイプ(月払)の場合



法的トラブルにあったときの 弁護士費用補償をサポートします。

ストーカー被害の場合









痴漢冤罪の場合









子どもいじめの場合









2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を 補償します。

■保険金額

(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度 (自己負担額 1,000円)

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに 負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額

(保険期間1年間につき)

通算300万円限度(自己負担割合 10%)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

↑ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お問い 合わせ先 【取扱代理店】

JP損保サービス株式会社 0120-307-318 受付時間:平日9:15~17:10 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4階 【幹事引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部 日本郵政室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3853 FAX 03-6388-0158 (受付時間:平日 9:00~17:00)

損保ジャパン日本興亜 事故サポートセンター 0120-727-110 (24時間365日)

SJNK18-04775(2018/07/18)